

# 建築物耐震化計画について

## 計画策定の背景

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」)の改正や県の耐震改修促進計画を踏まえ、今後の大地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅や建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「白鷹町建築物耐震改修促進計画」を策定するものです。

## 計画の目的

本計画は、町民の人命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊などの被害を最小限に抑え、既存建築物の耐震性を向上する策として、県と町が連携した耐震診断・耐震改修などの取組みを総合的・計画的に促進する基本的な枠組みを定めることを目的としています。

## 計画の位置づけ

「耐震改修促進法」第5条第7項の規定に基づいて計画する本計画は、「町地域防災計画(第3編震災対策編)」(平成20年1月策定)を上位計画とし、その中で、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示すものです。

## 計画の実施期間

平成22年度～平成27年度  
(6年間)

※なお、期間内に定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて見直します。

①想定される地震の規模・被害  
本町に存在する「長井盆地西縁断層帯」の地震発生確率は低いものの、発生した場合の地震規模は大きく、被害も大きくなるものと予想されています。

②耐震化の現状  
一般住宅

本町の平成22年1月1日現在における住宅全体の耐震化

率は70・7%と推定されます。

## 公共施設(町有施設)

町が所有する防災活動拠点及び住民が利用する施設総数54棟の内、耐震診断率は全体で42・9%、耐震化率は57・4%となっています。特に、防災活動の拠点施設になる庁舎、学校施設の耐震化が緊急の課題です。

## 耐震改修の用途別目標設定

■6年後の住宅の耐震化目標  
平成21年度 70・7%

← 平成27年度 90%

■目標達成のために必要な戸数

○一般住宅(839戸)

改修 : 112戸(年間)  
建替え : 28戸(年間)

○公共施設(町有施設54棟)

公共施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要性があるため、おおむね全施設の耐震化を目指します。

## 基本的な取組方針

- 耐震診断・改修は、所有者が自ら耐震化に努めることを基本とし、町は県や関係機関と連携し、所有者が耐震診断・改修を行いやすいよう、次に掲げるような支援策などを講じ、計画の展開を図ります。
- 国の補助制度や地域住宅交付金制度の活用を図る。
- 町や建築関係団体に耐震化の住宅改修に係る相談窓口を設置する。
- 町民に耐震化に関する情報、事業者情報などの情報提供を行う。
- 建築物の耐震改修の促進にあたっては、町民、事業者、町、県、及び建築関係団体が危機意識を共有しそれぞれが主体となって取組みます。
- 促進を図る支援策  
町は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、町民が実施する耐震診断・改修を国庫補助制度などを活用しながら支援していきます。  
また、県の補助制度も活用して行くため、耐震相談窓口や広報・ホームページにより情報提供、啓発に努めます。

④県が実施する主な補助制度として、次のようなものがあります。

- 「山形県住宅リフォーム資金融資制度」
- 「高齢者住宅減災対策推進事業」
- 「高齢者すまいの地震あんしん事業・耐震相談士派遣事業」など

## 安全性向上に関する啓発等

耐震の相談体制や情報提供の充実を図るとともに、自主防災組織の結成・育成を推進します。

※その他詳細は、町ホームページをご覧ください。

## 意見募集について

建築物の耐震化計画に対するご意見は、町ホームページに掲載している「意見提出様式」に必要事項を記入のうえ、郵送・電子メールなどお寄せください。(「広報直通便」でも受け付けています。)

## 意見募集期間

12月24日(金) ※必着

## 問い合わせ

総務課防災管財係

(☎85-6124)